

声明 著作権法改革により日本を元気にすることを提案します。

従来の著作権法は出版社や映画会社等々の一部のプロが関係する法でしたが、現在では著作権法が適用される場面が急速に全国民まで広がり、著作権法が内蔵する矛盾が急速に露呈しつつあり、以下のようなさまざまな問題が生じています。そのために権利制限の一般規定をはじめ、多くの改革が求められます。

音楽教育の現場では、全国の音楽教室に対して、コンサートのような演奏が目的ではなく、子供たちに楽器の演奏技術の習得に必要な範囲で音楽が利用されているにすぎないのに、ジャスラックから**著作権料**を要求され、7月には裁判が開始されています。これはこれからの音楽愛好者の芽を摘むようなものであり、今年2月には、この動きに対応するために「音楽教育を守る会」が結成され、すでに56万人以上の署名活動に発展しています。

全国の初等中等教育の現場では、コンピュータを用いた遠隔教育を行えば、人口減少によって学校の維持が困難になっている地域でも、質の高い授業を生徒に提供することができるのに、著作権が大きな壁となって、インターネットを使った遠隔授業は進んでいません。

医療の現場でも、副作用や安全性等の情報は、国民の生命健康にかかわるので、関係者間で迅速に共有されなければならないが、学术论文等にかかる著作権がハードルとなって、迅速性が失われ、当局への報告や対策が遅れるリスクがあります。

イノベーションについても、デジタル化・ネットワーク化・AIの進展により、私たちのライフスタイルにあわせた多種多様なサービスが可能であるはずですが、権利制限の一般規定のない日本の著作権法は事前規制型であり、あらかじめ適法と認められたこと以外はできないと理解されているため、諸外国に比べてイノベーションが起きにくい状況にあると指摘されています。

このように、音楽教育、初等中等教育、医療、イノベーション等の現場をはじめとするあらゆる分野で、事前規制型の著作権法が環境変化に十分に追いついていないため、常識的に考えれば認められて然るべきことができない状況にあります。

日本政府及び国会議員に対して、早急な事後規制型の法整備(権利制限の一般条項の導入等)を強く求めるとともに、皆様の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

(賛同者・50音順)

生貝直人	東京大学大学院情報学環 客員准教授
石新智規	弁護士 (西川シドリーオースティン法律事務所)
井出明	追手門学院大学経営学部教授
岩倉正和	弁護士 (TMI 総合法律事務所)
上沼紫野	弁護士 (虎ノ門南法律事務)
魚住真司	元 NHK 報道カメラマン
大政直人	作曲家・一般社団法人日本作曲家協議会 理事
岡邦俊	弁護士 (麴町パートナーズ法律事務所)
春日秀文	弁護士 (春日法律事務所)
片山史英	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
金井重彦	弁護士・日本大学法学部教授
樺島榮一郎	青山学院大学地球社会共生学部准教授
城所岩生	国際大学客員教授・米国弁護士
木村剛大	弁護士 (小林・弓削田法律事務所)
小島浩之	東京大学大学院経済学研究科講師
小向太郎	日本大学危機管理学部教授
小山和彦	作曲家 (宮城学院女子大学 教授)
沢田登志子	一般社団法人 EC ネットワーク 理事
塩澤一洋	成蹊大学法学部教授
島並良	神戸大学教授 (大学院科学技術イノベーション研究科・大学院法学研究科)
宿南達志郎	立命館大学映像学部教授
白田秀彰	法政大学准教授
梶山敬士	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
曾根翼	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
高木篤夫	弁護士 (ひかり総合法律事務所)
田中辰雄	慶應義塾大学経済学部准教授
津田大介	ジャーナリスト／メディア・アクティビスト
豊福晋平	国際大学主幹研究員／准教授
中山信弘	東京大学名誉教授・元明治大学特任教授
原英史	株式会社政策工房 代表取締役
平嶋竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
福田成康	一般社団法人全日本ピアノ指導者協会 専務理事
藤岡福資郎	株式会社カンキョーアイ執行役員・九州工業大学非常勤講師
前嶋和弘	上智大学総合グローバル学部教授
牧野二郎	弁護士 (牧野総合法律事務所)
牧野剛	弁護士 (牧野総合法律事務所)
森悟史	弁護士 (牧野総合法律事務所)

森亮二 弁護士（英知法律事務所）
山口裕司 弁護士（大野総合法律事務所）
山田奨治 国際日本文化研究センター 教授
山田肇 東洋大学名誉教授
鷺尾裕之 東洋大学経済学部非常勤講師
一般社団法人インターネットユーザー協会
主婦連合会

著作権法改革により日本を元気にする会議 実行委員会
問い合わせ先 chosakukengenki@gmail.com